

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令について

1. 改正の内容

(1) 適用拡大に伴う規定の整備

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）において、社会経済構造の変化に対応して年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の更なる適用拡大等の改正が行われたことに併せ、地共済制度の短期給付に関する規定の適用拡大等を行うこととされた。
- 加えて、令和2年改正法による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の改正に伴い、新たに総務省令に委任された報酬支払基礎日数に関する事項について所要の規定の整備を行うとともに、地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第266号）による地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の改正に伴い新たに総務省令に委任する事項等について、所要の規定の整備を行う。

(2) 育児休業手当金に関する規定の見直し

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第166号）による雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正により、子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合が拡大されたことを踏まえ、総務省令においても同様の規定を整備する。

(3) その他、所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和4年8月24日

施行日：令和4年10月1日